

第6回伊那市地域自治区制度審議会 会議録

開催日	平成26年11月27日(月)		
開催時間	開 会	午後3時00分	閉 会 午後4時23分
開催場所	伊那市役所 多目的ホール		
委員出席者	伊那地域自治区代表 尾崎 晃一 手良地域自治区代表 中山 治人 西春近地域自治区代表 加納 義晴 高遠町地域自治区代表 伊藤 直人 長谷地域自治区代表 西村 美里 伊那市区長会代表 唐澤 壽男 伊那商工会議所専務理事 伊藤 正 伊那市商工会会長 森本 光洋 伊那青年会議所総務委員長 池上 裕平 元伊那地域協議会長 中村 孝夫(会長) 元伊那市公民館運営協議会長 武田 登(副会長) 信州大学農学部准教授 高木 優二 伊那市女性人材バンク 唐澤 桂子 伊那市女性団体連絡協議会会長 伊藤 百合子		
署名委員	唐澤 桂子	伊藤 百合子	
委員以外の出席者	なし		
出席した事務局職員	企画情報課長 飯島 智 地域振興係長 宮原 貴敏 地域振興係 中村 克俊		
議 事	(1) 答申(案)について (2) その他		
配布資料	答申書(案) 答申書(案)－説明資料－		

## 1 開会

副会長により、定刻に開会される。

## 2 あいさつ（会長）

この答申案は、前回の審議会制度の方向性を集約しましたが、委員の皆様から出された意見を基に事務局において整理をし、まとめた内容となっています。答申案の内容については、すでに各委員宛送付しましたので、ご覧いただいたことと思いますが、答申に向けましてより良い審議が行われますようお願いいたします。

## 3 議事

### （1）答申（案）について

（事務局） 答申書（案）についての内容説明。

< 質疑・応答及び意見 >

（委員）

答申案2ページ、（3）附帯事項の予算及び権限で、各委員のご意見をお聞きした中で、このような費用が必要だということは分かりますが、地域協議会が予算の執行団体ということに関しては、少し疑問があるかなと思いますし、活動費や運営費ということになりますと、活動団体という位置付けになりますが、今回、地方自治法を改めて見てみましたが、活動団体という項目は記載されていません。市の支出関係の事務的なものもありますし、そういったことが具体的にどうなっていくか図りかねるものがありますので、その辺を説明していただきたいと思います。

（事務局）

地域協議会が執行団体としていかなものかという点ですが、私共の方で原案を作成する中でイメージしている内容は、あくまで予算執行者は市ですので、各地域協議会が所管する地域内の自治組織、例えば区ですとか他の団体も対象になるかと思いますが、そういったところから地域の活性化につながるような、地域貢献に資する活動の提案があった場合に、それを今までのように市の本庁なり総合支所の判断で予算の配当を行うということではなくて、各地域協議会ごとにある程度自由になる予算を当初配当させていただいて、地域協議会は、区あるいは団体等から申請があったものに対する審査なり予算の配当をいただくというようなイメージで考えています。協議会自体が活動の担い手としてどうかということではありますが、これは元々案をまとめる折に、モデルとしております西春近の既存の組織の、住民との協働、地域の発意をもって自ら主体となる取組みが非常に良いという委員のご意見が大半を占めていたかと思しますので、そういった意味も込めまして、当然審議機関としてはもとより、さらにそういった機能も含めて拡充を図っていただいたらどうかという内容です。

(委員)

予算的な配分という意味であれば、文面をいくらか書き直した方がいいのではという感じがします。

(会長)

交付という表現につきましては、何から何までということではなく、地域協議会にある程度の決定権を持たせる中で、地域の活性化に資するような事業を選択していただいて実施していくことになろうかと思っておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

(委員)

今回、先に資料を送っていただいたので、今までの流れをもう一度見てきたのですが、第3回だったと思っておりますが、参考資料をたくさんいただいて、他地域の取り組み方に関して皆さんで話し合ったことがありましたが、それがこの答申書案のどこに反映されているのか分からないので説明をお願いします。

(事務局)

例えば、地域に予算を与えて活動しているという先進的な事例があったかと思っております。先程の一定の予算と権限という部分においては、先進事例の一つとして組み入れられているものかと考えています。

(委員)

その時に、独立した委員会を作って、地区から持ち上がってきた問題について揉むというか選ぼうというようなことをして、新たな地域自治区の委員会を設置しようというような話が出たと思っておりますが、その話が前回なくて方向性の選択肢になってしまったと思っておりますが、その話はどうなったのでしょうか。

(事務局)

恵那市や飯田市でもそれぞれの地域自治区があって、地域協議会が設置されており、自らの活動の中で地域づくりのために動いています。それが伊那市で言えば、西春近的なものであるという考え方があります。答申書案の中では、地域の実情に即した組織運営を行っていくということと、自ら実行機関としての活動が期待されるという部分になると考えています。

(委員)

答申案の地域自治区の現状に、「住民と行政が協力して「まちづくり」を推進する目的で、地域協議会が設置されています。」とありますが、今後のあるべき姿の中には、地域において協働のまちづくりという言葉が入っていないため、そのような質問が出るかと思っております。今後あるべき姿というのは一方向だけではないということです。自治区のこれか

らのあり方というのは、前段に書いてある、地域住民の声を行政に反映させるだけではありません。ですから、それだけを協議していると要望、陳情、予算、職員を増やせという発想になってしまいます。協働ですので、住民と行政が協力してまちづくりを行うということですから、行政に反映されるという部分も必要ですし、問題解決に向けた審議、これが、地域による協働のまちづくり、これをあるべき姿にしないと見えてきません。文面にこれが足りないので整理が出来ていかないと感じました。

(事務局)

ご指摘のとおりだと思います。一番目指すべきコンセプトを抜きにして、いきなり具体的な地区ごとの制度的な対応に終始した結果、このような文案になっていることは否めないと思います。その点については、再度、見直しをさせていただき、また、お諮らいさせていただきたいと思います。

(委員)

答申案2 ページの地域協議会の構成で、富県を除く美篤から西春近を一つの括りにしてあるが、なぜこのように分けたのか。西春近は中でも突出した、他の地区より即応しているのではないかというのが第4回の会合で、西春近のかなり強い組織の中での活動というのを私達も評価しました。その中で、あえて5地区が一緒にしてあったので、どうかと考えたわけです。しかも、全くそういう組織がない富県地区が別に標記されていたので、この辺の整合性がどうかということから質問させていただきました。

(事務局)

美篤、手良、東春近、西箕輪、西春近につきましては、区長会とは別の地域づくり活動を行う既存の組織が構成されているという点から、実際に活動している既存の組織を地域の実情に即して、地域協議会としての位置付けも合わせて考えていただきたいという考え方から一つの括りとさせていただいたものであります。富県につきましては、区長会のみで、各種団体の皆さんが集まって地域づくり活動について協議するような組織がないということで、別にして考えさせていただいたものです。

屋上屋という批判が当初からありまして、同じようなものを2つ置いておいても意味がないということでもありますので、組織として同一化をして、不効率な部分を排除していくという意味でこのような区分にしています。ただ、今までの検討の中で、確かに西春近地区が、伊那市内における先進的な活動をされているモデルとして、議論が進んできておりますので、西春近で活動している既存の組織をモデルとしてというような文面を入れた方がよろしければ、その辺は加えさせていただきますのでまた、ご意見をいただければと思います。

(委員)

高遠町、長谷の地域協議会のところで、検討機関又は議決機関として十分な活動実績があるという評価をいただいたのは、大変有難くお礼を申し上げたいわけですが、後段の「今

後は、併せて、「地域振興の担い手となる実行機関」ということですが、これはどういうことを具体的に含んでいるのかお聞きしたいと思います。

(事務局)

当審議会につきましては、会議の運営要綱を設けておりません。ですので、基本的には合議制と考えておりますが、多数決もございませんし、基本的に出た意見として重要なものは全てこの答申の中に、併記するという形にせよ漏らさず載せていきたいという考え方です。これまでの審議会委員の皆さんから西春近地区がモデル的で真似をしていったらいいのではという話もある中で、単に課題解決に向けた審議だけでなく、自ら地域づくり活動の先陣を切って走るようなそういった機能もあってもいいのではないかというご意見がありましたので、併記させていただいたものです。

(委員)

これは地域協議会ということでなくて、考えていいわけでしょうか。例えば、今までの検討の中で、自治法に基づく地域協議会に移行するというので、皆さんの合意を得ているわけですが、自治法に基づく地域協議会に入って行ったときに、こういう活動を期待するというそういう解釈でよろしいでしょうか。協議会とは別の中で考えるということでしょうか。

(事務局)

ここで想定していますのは、地域協議会における機能といいますか、審議機関としてはもとより、さらに自ら活動の担い手となるというものもこの地域協議会に合わせて検討していただけたらいいかという趣旨です。

(委員)

自治法に基づく地域協議会に移行することになっていきますので、そうした名称の文面を入れておいていただいた方がいいのではないかと感じます。

(会長)

答申案1ページの今後あるべき姿の(1)で、「高遠町及び長谷地域は地方自治法に基づく地域自治区へ移行することが適当である」とすでに、記載してありますので、ここで改めて書くのはどうかと思いますが、それでご理解いただけますか。地方自治法に基づく制度の中でこの地域協議会がこれから活動していくということでありまして、この地域協議会の役割としては、いわゆる議決機関であり、そこに今度は実行的な組織づくりも検討テーマの一つとして協議をしていただければ有難いと思いますがよろしいでしょうか。

(委員)

そういうことで、徹底していただければ結構です。

(委員)

高遠町地区には、確かに検討機関と議決機関として十分活動実績があると、これは事実で現状の内容だと思います。それはそれでいいにしても、そういうことになると西春近をモデルにするということになれば、先ほどいわれた西春近の状況、現状なり姿というものを、見せないと誰も見ても分かりません。というのは、高遠町、長谷は最初からそうですが、いわゆる上に対する一方向だけで実行組織がありません。これが問題です。先ほどの地域による協働のまちづくりというのが入ってこない、自分達だけで決めることですから、要望が外へ向かうわけがないです。自分達がどうやっていくか、出来ることから始めようじゃないかというのが、まちづくりですから、そういうポイントがちょっとずれているような気がしますので、そんな点は今聞きながら感じました。

(事務局)

繰り返しになりますが、先ほどのコンセプトの欠落の件、モデルとしてこの原案の基となっている西春近の現状も含めてであります。そうしたものについては改めて見直しをさせていただくということ、それからこれも審議会で出た意見かと思いますが、人口ですとか地勢ですとか歴史がそれぞれ異なる、特に市の中心部と周辺部ではあまりに大きな開きがあるという中で、画一的な同じ条件で同じ文面であるというのは非常に難しい面がございますので、そうした面である程度融通のきくような言い回しをとらざるを得ない部分もありますので、考え方は先ほど来、ご指摘をいただいている点を漏れなく、これに考え方を再度入れ込ませていただいて、またご確認をいただければと思います。

(委員)

今後のあるべき姿にある、高遠町、長谷地域の「実行機関としての・・・」という文面を削除していただきたいというのが私の考えです。また、予算及び権限ということで、今後、難しさもあろうと思いますが、市の内部で検討いただいて、地域協議会が運営しやすいような予算配分をお願い出来ればと思います。とすれば、委員報酬ですが、これは自治法にも特例法にも支給しないことが出来るということを謳ってあるわけですが、定例的に時間を割いて毎月のように集まって検討しているわけであり。そういうことになると費用弁償については支給すべきであるということで、訂正出来ればお願いしたいと思いません。

(事務局)

これも繰り返しになって恐縮ですが、重要な事項におきまして両面議論がある中で、一つの考え方のみをこの答申に謳いあげていくということになる場合は、当然この会として全会一致になるまで、意見集約を一本化していただくか、若しくはこの原案どおりに両論ありということで併記していく以外ないと思います。でありますので、只今いただいた、意見に対しましてこの会としてどのような形がいいのか、事務局では判断が出来ませんので、まずその点の確認をいただきたいと思いません。

(委員)

高遠町及び長谷の地域協議会ですが、他の地域でも実行機関という文面は謳いこんでいないわけですね。特に富県あたりはこれからという部分もあるので、これは先ほども言ったように今後あるべき姿の中での、地域協働のまちづくりということであれば、それは目標の一つとしていいわけで、高遠町、長谷がここでやらなければいけないという、負荷がかかるということもありますし、我々は、地方自治法の趣旨に則って、地域意見を集約し反映し、また市長の諮問を受けて検討を重ねて8年間がほぼ過ぎようとしている中で、この希望の部分について期待にそえるかどうかという問題があるわけです。いずれにしてもこの、長谷、高遠町のみ実行機関としてのという文面は、負担になるので、将来的にということであれば、今後のあるべき姿の中で、地域協働のまちづくりということがあったので、それは共通する部分の課題として十分ではないかと、ですから高遠町と長谷だけ取り上げてここに明記してあるのは、納得がいかないという感じがします。

(会長)

高遠町、長谷については、実行機関としての活動が期待されるということで、文面として明確に出ているわけですが、それに代わるべき文面があればお聞きしたいのですがいかがですか。

(委員)

今後のあるべき姿の中で、協働のまちづくりということをつ加するとすれば、これは他の地域もみんな同じです。それなら、実行機関というのは各地域協議会ごとに載るべきであって、長谷、高遠町だけが載るということは、これは希望的観測としての気持ちは分かりますけれども、すぐ可能かどうかということも含めると深いものがある感じがしますから長谷、高遠町に限って実行機関の位置付けが望ましいということは、外してもいいのではないかとということです。

(事務局)

確かにご指摘のとおり、今後のあるべき姿の地域自治区で、まず総括をした中で、いきなり先ほど組織論と申し上げましたが、個々の協議会についての特記事項に入っていますが、総論が前段で欠けておりますので、まずは、答申案2ページ(2)地域協議会で個別の協議会の記載に入る前に、前段として協働のまちづくりの件、片方向のみの取り組みになっている組織については、そういった双方向的な機能も期待されるというような全般を網羅しての記載、特にご指摘のとおり富県地区については、区長会しかないということであり、これはあくまで審議機関であり実行機関ではありません。伊那地区については、過去に個別具体的なテーマを持って、ある程度調査を行ったり、実行機能的な取り組みをしていた時期もありますが、現状としては、まだまだ実行機関と呼べるレベルではないということもございますので、その辺前段に総括した文面を再整理させていただいて、また、ご確認をいただきたいと思います。

(委員)

活動をする実行機関ということ挙げるとすれば、他の地域も当然同じことです。なぜ、高遠町と長谷だけ実行機関ということでここで取り上げるか疑問なものですから、これは除外してもらいたい。

(会長)

その件については、事務局から説明がありましたとおり、答申案2ページ(2)地域協議会のところで、まとめて整理をしたいというお話ですので、そのようにご理解をいただきたいと思います。

(委員)

前段でそういうことでまとめて、個々のところで、実行組織ということは削除するということですか。もし実行機関としての位置付けが必要であれば、これから作る地域についても同じように記載すべきではないか。

(会長)

事務局から説明がありましたように、協働によるまちづくりと、実行組織の育成強化、充実というような点等をその前段のところで触れる、そういうことになるとそれぞれの地区においては、そういうような表現はなくなるということになります。事務局よろしいでしょうか。

(事務局)

先ほどそのような意味で申し上げましたが、伝わってなかったということで申し訳ありません。加えまして先ほど落としてしまいましたが、人口、地勢、歴史そういった中で各地区が持つそれぞれの状況の違いがありますので、そのことについても触れさせていただきと思います。

(委員)

私も一番そこが引っ掛かっており、最初に申し上げました。委員の皆さんにも承知しておいていただきたいのは、ここにあえて実行機関と謳われてしまうと、高遠町の中でもいろいろな組織で活動しています。そういう人達が地域協議会へ意見を持ってきたり、提案事項を掲げたり、そしてそういう人達と一緒に地域ぐるみで活動しているということを知っておいていただきたい。こういう文章だけでとらえられてしまうと、これから地域協働でやっていくことに対しても支障が出てしまうのではないかと考えています。

(委員)

第2回審議会の資料 No.3で、人口等書いてある資料がありましたけど、これはこのままにしておいていいのか、皆さんが答申を出すにおいてここは目をつむって、例えば伊那



は3万人、それに比べ富県3千、手良2千、高遠町6千、長谷2千、これは地域の組織をこのまま残していいのか疑問に思っています。例えば西箕輪と西春近を一緒にしようとか、何か協働のまちづくりのために、いい組織を作っていく、もう少し大きく考えてもいいような気はしますが、もうこのまま答申を出していくということではよろしいか。

(会長)

非常に大きな構想を基に、もう少し転換をした中で、いいアイデアが出てこないのかというお話があったわけですが、5回までの審議を通じまして、各地域はそれぞれ歴史があり地域ごとに異なった面のこともありますし、それなりに活動が行われてきて、こういう状態で行こうという考え方で9つの地域協議会でやっていくということになりましたので、また、将来どういうことになるのかこれは別の問題として、今回の答申の中では、今までの意見の中からこういうまとめにさせていただきたいと思います。

(委員)

例えば長谷は、人口2千弱ですが、このままでいいのですか。

(委員)

決していいとは思っていませんが、高遠町にしても長谷にしても谷に沿った地形の中にあり、長谷は特に非持山という一番北側の集落と浦という集落までは、長谷の中だけで20km位あります。今、2千人を割ってきているわけですが、これをもう少し大きなエリアといった時に、歴史文化が違う中で、果たして合意が得られるか、例えば、高遠町6千、長谷2千を一緒にしたらどうかという時に、杖突峠の麓から塩見岳の少し下まで約30kmと合わせると旧伊那よりはるかに大きな面積になります。理論上はその通りなのですが、合意形成が果たして出来ていくか、ましてや、実行体制が整っていけるかということを考えた時に若干難しいものがあります。今、既存の組織を重点的に地域協議会に振り替えて活動を継続していくという方向で集約出来ています。私も前々から、例えば大きな伊那3万人、それをもう少し分割したり、あるいは地域を統合、分割含めて地域協議会を構成し直していく方が本当はいいのではないかという意見を持っていましたが、今日の答申案になったということでもありますので、ご理解をいただきたいと思います。

(事務局)

行政の区割りについては、当審議会に市長の方から諮問をいただいている内容ではありませんので、この会で議論いただくということはないわけですが、一番のコンセプトであります、協働のまちづくりという大変大事な概念が抜けている中で、前文を見直しさせていただきますが、さらにその協働のまちづくりの根底にある一つの要因としてみれば、今国においても、地方創生が叫ばれておりますけれども、当伊那市におきましては一昨年度から移住・定住促進プログラムを定めまして、社会動態や人口動態のアプローチを様々な視点から全庁一丸となって各種事業を展開しています。2040年には国の社会保障人口問題研究所の予測では伊那市の人口は5万7千人まで減少するという予測が出ていますが、

このアプローチによって6千人上積みをして6万3千人程度まで、人口減少枠を緩和したいということで現在取り組んでいます。そういった市の最重要施策に基づいてその一環としてもこの地域自治区制度をより良い方向に持っていかなければならないという、一番のそもそも論になってしまいますが、そういった面もございまして、今の人口問題に絡めての地域の活力の維持、創造に向けてもこういった一方向で、行政のみがやっていく時代ではない、それではとても集落が維持出来ないということで、住民自らも主体となったそういう取り組みも必要なんだという両面を今の視点を含めて、この前文に記載させていただければよろしいのかなということで、いかがでしょうか。

(委員)

事務局で説明された内容でいいと思います。地域が元気なるための施策というのは、実行組織がないと出来ません。地域の中でこれをやりたいということが、全体の意思が統一したら、それについて予算をつけるという形に持っていくように地域協議会が協力するということだと思います。まんべんなく平均に戸数割で補助金を出すということは、絶対反対です。出来る、やる気のあるところ、そういう組織を持っている所が優先になるのが当然だと思います。活動費をしっかりと市でチェックし、申請のあった内容についてチェックをしながら、地域が元気になるというものに対して補助金を出していくという形がいいと思います。個人の報酬はゼロでいいと思います。

(副会長)

6回に渡って審議していただきました地域自治区制度ですけれども、地域自治という言葉は昔からあります。その県、郡、市、町、地域で随分耕されて位置づいたところも、中々位置づかないところも、県内、全国にもあります。その訳は、非常に難しいんですが、その地域に何かきっかけがあったり、リーダーがいたり、以外にも大変難しい問題が発生した時に地域自治が発達します。地域自治区というのは、初めからきちんとした形で動き出すことは出来ないと思います。初めからきちんときれいな組織が出来て、きれいにみんな参加して、地域が活性化するという事はないと思います。ご承知のとおり西春近が先進地だといわれていることはそのことを言っていると思います。過去のいろいろな紆余曲折があって、今があるのが、西春近の例だと思います。そうしますと他の地区につきましては、これから協働のまちづくりを目指して具体的な話し合いだとか、実行だとか、実践だとかそういう活動をしていくことによってこの制度が少しずつ少しずつ位置づいていくというふうに考えていくことが大事ではないかと思います。あまり慌てないでゆっくり一歩ずつこの具体的な話し合いだとか、実践、実行を進めていくことが大事であるというその留意点を、お互いに心に留めておくことが必要ではないかと思います。いろいろご意見いただいて勉強させていただきました。

(会長)

それでは意見も出尽くしたかと思います。これで本日の議事は、終了するわけですが、ただ今の意見につきましては、それぞれ文面の修正等が出てきています。基本はこの答申

案で、よろしいということで理解いたしました。最終案につきましては、今日いろいろご意見が出ましたので、後ほど事務局より説明していただきます。

#### 4 その他

(事務局) 答申案の成案化に向け、以下のとおり確認された。

- 基本線については、この案を骨子とし、本日の意見により修正を行い、欠けているところは補完をしていく。
- 当審議会は、多数決という手続きを取っていないため、重要と思われる事項で、両論ある場合には基本的には併記をする。
- 修正案は、第1回目の会議で確認したとおり、正・副会長に一任ということはず、市長に届く最終の答申の写しをそれぞれ全委員に確認してもらい、了解を得た後、答申を行う。
- 答申については、正・副会長に願います。
- 修正案の確認方法は、最終成案を作成し、郵送等で全委員にお送りし、期限を設けて承認あるいは、再度この辺が課題なので修正してもらいたいというようなご意見をいただき、基本的には、全委員より了解がとれるまで、成案とはしない。

#### 5 閉会

副会長により、閉会が宣言される。